

第3回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年9月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年9月1日 午前10時00分 開会
- 3.平成28年9月1日 午前11時00分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
会計課長	井八夫	農業委員会事務局長	田口求
税務課長	藤井栄治	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	下村裕二	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	佐伯寛文	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	監査委員事務局長	小嶋穂壽美
内牧支所長	本田良治	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 第 2 回定例会で委員の任命同意・推薦決定をした方のご紹介について
- 日程第 4 諸般の報告について（議長）
- 日程第 5 諸般の報告について（市長）
- 日程第 6 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、4 月 16 日未明に発生しました平成 28 年熊本地震以降、行方不明になっておりました大和晃さんにつきましては、8 月 11 日遺体が収容されました。つきましては、大和晃さんのご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。全員ご起立をお願いします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（藏原博敏君） それでは、これより会議に入ります。

平成 28 年第 3 回阿蘇市議会定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙のところ本会議にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出されます諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては、慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようお願い申し上げます。

これより秋も深まりますが、皆様方におかれましてはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げます、開会の言葉といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、平成

28年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、13番議員、五嶋義行君、14番議員、高宮正行君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告を申し上げます。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を8月25日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては、今定例会の付議事件が報告3件、議案19件、認定13件の計35件であることから、会期を本日9月1日から9月16日までの16日間といたしました。

次に、今定例会における議案等の審議の方法であります。報告3件及び諮問第2号、諮問第3号の人権擁護員候補者の推薦についてを除く議案17件、認定13件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

議案等の審議については、ただ今申しましたように会期中の日程に従って各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。まず、一般質問の通告期限であります。9月6日の午後5時までといたしました。また、質問時間ではありますが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

なお、一般質問通告者は、質問者が執行部に対して的確な回答を求めると行っていることから、提出される際、質問の内容はわかりやすく記載して提出するようにしてください。

次に、本日の議会終了後は全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 第2回定例会で委員の任命同意・推薦決定をした方のご紹介について

○議長（藏原博敏君） 日程第3「第2回定例会で委員の任命同意・推薦決定をした方のご紹介について」を行います。先の第2回阿蘇市議会定例会において、委員の推薦・任命の同意をいたしました。よって、本日お見えいただいておりますので、ここでご紹介を申し上げたいと思います。

それでは、入場願います。

ご紹介を申し上げます。阿蘇市固定資産評価審査委員会委員として決定をいただきました城輝臣様です。どうぞ自己紹介をお願いします。

○固定資産評価審査委員会委員（城 輝臣君） おはようございます。ただ今紹介にあずかりました城輝臣と申します。今回、固定資産評価審査委員に選任同意いただきありがとうございます。固定資産評価につきましては、税務課の職員がきめ細かにそれぞれ1筆ずつ、一棟ずつ調査し、適正に審査しておりますので、1期目のときにはこれといった問題も起こっておりません。残りこの3年間も何事もないと思っておりますので、頑張っていきたいと思っております。

それから、私ごとではございますけれども、平成24年の九州北部豪雨災害、阿蘇市水害におきましては、復旧・復興、途中で完成間近というときに今回の熊本地震におきまして、阿蘇市におきましても相当な被害が出ております。一市民として、安心・安全に暮らしていけるのも、佐藤市長をはじめ職員の方々、それから藏原議長をはじめ、ここにおられます市議会の先生方のおかげと思っております。今後とも何が起こるかわかりませんが、一市民といたしまして安心・安全に生活ができるよう願っております。皆様のご努力に感謝申し上げます。

簡単ではございますけれども、ご挨拶に代えさせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 城輝臣様、ありがとうございました。本日は大変ご多用中にも関わりませぬご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、ご退席をお願いいたします。

日程第4 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、先ほど配布いたしました別紙報告書をご覧くださいと思います。

まず、監査委員より、平成28年5月分から7月分までの例月出納検査報告書及び阿蘇医療センターと水道課の定期監査結果報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧をお願いしたいと思います。

次に、全国市議会議長会等の開催状況についてであります。熊本県市議会議長会による臨時総会が7月25日、熊本市において開催されました。また、7月27日から29日には、阿蘇市町村議会議長会により新潟県山古志村において、新潟中越地震復興の取り組みについて視察研修が行われたところであります。

詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

まず、諸般の報告に入ります前に、このたびの台風10号で北日本では観測史上最大となるような記録的な大雨となり、多くの犠牲者の方が出ております。亡くなられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様並びにその家族の方々に心からお見舞いを申し上げます。

本日9月1日は防災の日、現在沖縄の南には熱帯低気圧も発生しており、今後、台風に変わる恐れがあります。また、昨日は県内で震度5弱の強い地震が発生をし、本市においても震度3を記録しております。大きな被害情報は入っておりませんが、今後も引き続き災害に備え、気持ちを引き締め、防災対策に取り組んでまいります。

それでは、早速諸般の報告に入らせていただきたいと思います。

先ほど皆さん方と一緒に黙祷させていただきました。今回の熊本地震で行方不明となっておられました本市民の方が発見され、改めまして故人のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族・ご親族の皆さま方はもとより、これまでの捜索にご尽力いただきました多くの皆さま方にご慰労を申し上げます。

それでは、平成28年第3回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、6月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について。

【災害対策本部】

山々や大地は熊本地震で無数の亀裂が発生、各所の地盤が緩んでいる中、大雨で土砂災害等の発生を心配していた梅雨期でありましたが、家屋や農地等に大きな被害もなく、無事に乗り切ることができました。

特に6月4日の梅雨入り以降、断続的に雨が降り、平年比約1.7倍の降水量となりました。この間、最大で29行政区、2,063世帯、5,486名の方々に避難勧告を発令し、全庁的に警戒にあたってきました。

また、これから台風シーズンを迎え、更に情報収集と各区長さんを中心に自主防災組織、消防団等と連携を深め、被害の防止・軽減に努めます。

7月10日執行された「第24回参議院議員通常選挙」は、梅雨末期の大雨で緊急対応や非

常時に避難所と投票所が重複することが想定されたため、従来 22 箇所の投票所を 11 箇所に集約しましたが、大きなトラブルや投票率の低下等もなく、終了いたしました。

地震で被災された方々の支援として、応急仮設住宅も順次竣工し、7 月末をもって、無事、避難所を閉鎖、ホテル・旅館等の二次避難所についても、今月上旬に閉鎖し、今後は、生活再建と自立に向けて心のケアとともにしっかりと支援してまいります。

上下水道・道路等のライフライン、公営住宅・小中学校等の教育施設の復旧は、各担当課において、順次取り組んでいますが、特により専門的な知識を要する農地・農業用施設及び下水道施設の復旧にあたっては、現在、宮崎・福岡の自治体から 3 名の技術者を派遣していただき、査定設計書の作成等、早期の完全復旧に向けた準備を進めております。

また、最大の関心事である「国道 57 号」は、阿蘇大橋地区で甚大な被害を受け、現在、緊急対策工事として不安定土砂の撤去工事が進められていますが、復旧の目途は立っておりません。

そして、「国道 57 号北側復旧ルート」は、概ねのルートが決定し、現在、諸調査が進められておりますが、その竣工についても未だ目途が立っていない状況です。

本市にとって、国道 57 号は「住民生活道路」、「地域経済と震災復興の重要な道路」、「命をつなぐ道路」であり、今後も早期開通に向け、関係省庁・機関等へ要望を行い、併せてミルクロード・二重の峠ルートの冬季安全対策と渋滞解消も含め、引き続き要望活動に取り組んでいきます。

生活再建や農林畜産業・商工観光業の完全復興は、長い道のりであり、多額の地震関連予算を伴い、市の財政運営も厳しい状況に直面していますが、「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇 ～ONLY ONE の世界へ～」を目指すべき姿勢として、更に議員・市民各位と総力を合わせ、魅力ある阿蘇を創ってまいります。

【税務課】

被災された多くの方々に対し、市税等に係る督促手数料を本年 8 月分まで免除しました。

また、被害の状況に応じ、平成 28 年分の個人住民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免、そして大変心配しているのが、主たる農林畜産業・商工観光業等の地震災害による減収です。

なお、8 月 29 日までの罹災証明は、国の基準に沿って住家等の被害判定を進め、被災住家で全壊 118 件、大規模半壊 88 件、半壊 599 件、一部損壊 1,315 件、合計 2,120 件を発行し、現在、追加調査を行っています。

次に、市民部関係について。

【熊本地震事業対策班】

被災した建物の解体・撤去を行うため、5 月 30 日から公費解体等の申請受付を開始し、約 510 件となっています。

現場の解体等は順調に進んでおり、8 月末現在で約 280 件、約 55%が終了し、既に住宅等の再建に取り組まれている方もおられます。

【市民課】

被害が広範囲に及んだ地震は、4年前の豪雨災害を上回る解体木くずやコンクリートがれき等の災害廃棄物が発生し、廃棄物の種類によっては、熊本県下の処理施設だけで処理することが困難な状況です。そのため仮置場では、徹底した分別と可能な限り、がれきの再利用・再資源化を目指し、地球環境に配慮した取り組みを行っています。

その一つとして、大量に発生した解体木くず等を利用し、仮置場内で試験研究的に破碎機での中間処理を行い、作業に伴う周辺環境への振動と騒音の影響を調査、発生した木質チップは、バイオマス発電所の原料として売却し、循環型社会に適応したコスト削減と有効利用による廃棄物処理に挑戦しています。

今後も集積した災害廃棄物は、安全かつ適正に処理することが最も重要であると認識し、一層努力してまいります。

また、阿蘇市生活相談センターは、4月から6月の間、例年の1.2倍、145件の相談がありました。

その中には、熊本地震に関する悪質な便乗商法の相談も寄せられ、悪質商法に対する注意喚起、また、県弁護士会・県司法書士会のご協力で無料法律相談会を緊急に開催し、被災者の方々の生活再建を支援しました。

【福祉課】

「年金受給者等支援臨時福祉給付金」に続き、老齢年金以外の障害年金や遺族年金受給者の方々に、同額の3万円を「障害・遺族年金受給者臨時福祉給付金」として給付します。

また、低所得者の方々には、「臨時福祉給付金」を1人当たり3,000円給付します。

申請の受付期間は、10月6日から来年2月6日までの4ヶ月間となりますが、受付を始める10月の1ヶ月間は集合申請受付方式で行うこととしています。

また、熊本地震災害に係る義捐金配分委員会を6月23日に開催、市単独分を上乗せし、7月6日に1回目の配分を行っており、新たに対象となられた方には、順次、配分を進めています。

【ほけん課】

地震時の被災者支援として、避難所の運営業務と被災者の健康管理に努めてまいりました。避難者の方が安心・安全な避難生活を送れるよう、保健師が巡回健康相談を行い、感染症・熱中症予防に素早く対応した結果、感染症等の重症者もなく、7月31日で避難所を閉鎖することができました。今後も継続し、仮設住宅の入居者の方々等に対し、生活不活発病等の予防に努めてまいります。

また、夏期の住民健診が終了、乳がん検診は昨年より受診者が増加していますが、他の健診は若干受診率が下がっている状況です。11月の秋期住民健診に向けて、多くの方が受診していただけるよう啓発に努めます。

次に、経済部関係について。

【農政課】

これまで被災した農地等の早期作付け・環境改善を目的に応急工事を発注、小規模な被災箇所についても早期復旧を図り、農家の方々の営農を最優先に進めてきました。

7月下旬から始まった災害査定は12月に全て終わる予定で、順次、被災箇所の本格的な復旧工事を進めていきます。特に被害が甚大であった西部地区の広域農道・農地等の復旧は、土地改良区及び地元受益者の方々から意向を伺い、災害関連事業も含め県と協議を重ね、県営事業での早期復旧事業といたします。

また、農業施設・倉庫・機械・畜舎など多岐にわたり被害を受けており、農家の方々は多額の費用負担を強いられています。市としても国庫補助事業を含め、国・県へ可能な限りの負担軽減と支援措置を引き続き要望してまいります。

治山関係は、小規模な崩壊を含め100箇所を超える山腹崩壊があり、特に被害が甚大で、かつ安全面等で早急手当を要する箇所について、国の直轄代行事業、県営事業での復旧を進めます。

【観光課】

国の復興支援策である「九州ふっこう割」、「高速道路割引制度」、また、JR九州の豊後萩駅・阿蘇駅間の運行再開等で、夏休みに入り徐々に観光客は回復しつつあります。阿蘇山上方面は、草千里付近の県道111号が先ず片側通行として、今月中旬に開通予定であり、現在、施設の修繕、県・市では水の確保等、受入れ準備を進めています。

また、7月25日に、環境省は国立公園のブランド化を図る「満喫プロジェクト」（全国8公園）を決定し、「阿蘇くじゅう国立公園」も選ばれました。今後、県等が窓口となり、2020年まで訪日外国人誘客の増加に向けた取り組みが進められます。

復興をテーマとした阿蘇市ブランド「然」の取り組みは、復興コンサートや首都圏での物販活動、特産品を通じたプロモーションを実施しております。

また、「なみの高原納涼まつり」では、子どもたちが楽しめる催し物をメインに企画し、例年よりも多くの参加をいただき賑わいました。

【まちづくり課】

九州経済産業局・日本政策金融公庫など関係機関のご協力、商工会主催の被災中小企業を対象に「ワンストップ相談会」が5月から7月にかけて20回開催され、延べ200件を超える事業所が経営相談等に来られ、国・県の支援策を紹介しています。

県では被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備及び商業機能の復旧促進を支援するため、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を創設、本市では阿蘇温泉観光旅館協同組合や阿蘇山上・草千里観光推進復興グループなど5グループ（構成員数55事業所）が認定を受け、各事業所が復旧に向けた取り組みを進めています。

夏の催しでは、大阿蘇火の山まつりに代わる「阿蘇市民復興まつり」を開催し、市内外から多くの方々にご来場いただき、盛況のうちに終えることができました。全長600m、70を超える地元飲食関係者の方々等の出店、趣向を凝らした催しものなど、復興に向かって取り組んでいく元気な想いを共有することができました。

次に、土木部関係について。

【建設課】

先ほど報告いたしました、約4kmのトンネルを含む全延長約13kmの「国道57号北側復

旧ルート」が決定されました。7月末には地元説明会を終了し、早速、ボーリング調査や測量設計に着手、現道の復旧と併せ一日も早い開通を目指しております。

公共土木施設の災害復旧は、道路 153 箇所、河川 44 箇所、橋梁 20 箇所、計 217 箇所となり、6月の3次査定から9次査定の間で、約7割を受検しております。

さらに、6月18日からの梅雨前線豪雨による道路5箇所、河川14箇所の災害復旧は、11月までに全ての災害査定が終了する見込みです。今後、実施設計を行い、早期の復旧に努めてまいります。被害が甚大なうえ、農地等や上下水道の災害復旧との調整も必要であり、場所によっては完了まで数年かかることも予想されます。

【住環境課】

被災した下水処理場・管渠施設は、6月16日から7月15日の間に災害査定を受け、採択総額約3億6,000万円となりました。引き続き、早い機能回復を目指し、工事発注を進め、施工には特殊工法を実施することから、九州知事会の人的支援制度を活用します。

また、対象外となった被災箇所は、次年度から社会資本総合整備事業・防災安全対策事業等で計画的に進めていきます。

次に、市営住宅は、震災で17戸が閉鎖・解体等を余儀なくされ、半壊・一部損壊等も含めると、市営住宅の約7割が被害を受けました。被災箇所は、災害復旧事業等で工事を進め、一部は社会資本総合整備事業等で解体する予定です。

応急仮設住宅は、入居要件の拡充で、当初より入居希望者が増え、5団地116戸を準備、全ての団地が抽選まで終了しています。

また、みなし仮設住宅は、約100件の申請があり、1割以上が市外を利用されています。

住宅応急修理は、12月13日までが完了期限ですが、現在、約400件の申請があり、約2割の方が修理を完了されています。

次に教育部関係について。

【教育課】

各小中学校は、夏休み期間中、大きな事故もなく、例年より早く新学期がスタートしました。この期間、各学校では、阿蘇中央高校の生徒等のご協力、サマースクールを開催するなど充実した教育活動が展開されています。

また、教職員においては、指導力の強化と児童・生徒のさらなる学力向上に向け、各種研修会を開催、特に各学校では視覚的理解と関心や学ぶ意欲を高めるため、電子黒板の活用研修を行いました。

学校関係施設では、阿蘇給食センターの災害復旧工事を応急的に実施し、7月19日から学校給食の再開にこぎつけることができました。1学期最後の一週間は米飯給食を行い、児童・生徒及び保護者の方々にも好評で、8月12日までに災害復旧工事を終えています。

被害の少なかった一の宮小学校・阿蘇小学校・阿蘇中学校は、文部科学省の災害査定を受け、災害復旧工事の発注を進めており、被害の大きかった阿蘇西小学校は、現在、設計中であり、11月以降に査定を受ける予定です。

社会体育施設は、8月末、アゼリア21の復旧工事が完了、農村公園「あぴか」は県と設

計を含め詳細について協議中です。

また、生涯学習講座の発表等の場である「阿蘇市文化祭」が11月3日、未来を担う子どもたちの発表の場である「阿蘇市子ども芸術祭」が同月12日に阿蘇体育館で開催されます。多くの方々にご観覧いただけるよう、広く周知してまいります。

次に、水道事業について。

【水道課】

上水道の災害査定は、今月から12月にかけて実施され、現在、準備を進めています。査定終了後は、道路災害復旧等との調整を図り、本復旧に取り組んでいきます。

また、阿蘇山地区簡易水道災害復旧は、県の自然公園施設災害復旧事業で山上給水の事業計画を進めており、恒久的な水源確保を検討し、平成29年度の完成を目指しております。

次に、病院事業について。

【阿蘇医療センター】

地震発災直後も中断することなく医療サービスを提供してまいりました。震災後の患者動向は、落ち着きとともに一旦減少いたしましたが、7月から増加傾向にあります。特に南阿蘇方面からの患者数が、入院で以前の2倍、外来で以前の3倍になっております。

今後も、住民の皆さまの医療需要と利便性確保のため、病院事業管理者とともに難病・がん・肝炎・小児PTSDの特殊外来と専門医不在の皮膚科・耳鼻咽喉科・口腔外科の開設について、県に阿蘇医療センターの早急な環境整備に係る財政支援を強く要望してまいります。

以上、9月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第6 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第6、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成28年第3回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第9号「専決処分の報告について」

本件は、平成28年4月21日午後3時00分頃、阿蘇市小野田406番地1付近（市道山田竹原線）において、相手方の運転する車両が横断側溝を通行する際、側溝に布設していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触、車両に損害を与えた物損事故について、平成28年6月23日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第10号「専決処分の報告について」

本件は、平成28年5月21日午後4時00分頃、阿蘇市一の宮町宮地（阿蘇市役所駐車場内）において発生した、公用車の物損事故について、同年7月12日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第 76 号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の制定について」

本件は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第 77 号「阿蘇市災害対策本部条例の一部改正について」

本件は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 78 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

本件は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 79 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」

本件は、災害対策基本法等の規定により本市に派遣された職員に対し、災害派遣手当等を支給する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 80 号「阿蘇市景観条例の一部改正について」

本件は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 81 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、普通交付税の確定及び熊本地震の災害復旧事業に係る国・県支出金等を、歳出では、熊本地震に係る災害廃棄物処理費、農地・農業用施設災害復旧費及び震災復旧緊急対策経営体育成支援事業費補助金等を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 44 億 690 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 281 億 8,776 万 2,000 円といたしました。

議案第 82 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、国庫負担金、繰越金及び市債等を、歳出では、事業費及び災害復旧費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 6 億 6,867 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 12 億 9,930 万円といたしました。

議案第 83 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、国庫支出金及び繰越金を増額し、前期高齢者交付金を減額、歳出では、保険給付費及び諸支出金等を増額し、介護納付金を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 5,607 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 44 億 9,053 万 8,000 円といたしました。

議案第 84 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳入では、国庫支出金及び繰越金等を、歳出では、保険給付費及び地域支援事業費等を増額し、総務費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1億8,619万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を32億8,171万3,000円といたしました。

議案第85号「平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ736万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億9,696万9,000円といたしました。

議案第86号「平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では、繰越金を増額、歳出では、水道管理費を減額し、予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1,781万5,000円といたしました。

議案第87号「平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では、繰越金を、歳出では、水道管理費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算総額を929万7,000円といたしました。

議案第88号「平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、委員会費及び予備費を増額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ236万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1,861万円といたしました。

議案第89号「平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

収益的支出では、医業費用を増額、既定の予算額を組み替えましたので、歳入歳出予算総額の変更はありません。

資本的収入では、他会計負担金及び補助金を増額、資本的支出では、熊本地震に伴う施設災害復旧費として建設改良費を増額しております。

これらの補正の結果、資本的収入予算額を5,569万8,000円、資本的支出予算額を1億3,573万7,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,003万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

認定第1号「平成27年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 3 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 4 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 5 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 6 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 7 号「平成 27 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 8 号「平成 27 年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 9 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 10 号「平成 27 年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第 11 号「平成 27 年度阿蘇市土地改良事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

本件は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 27 年度阿蘇市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 12 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年度阿蘇市水道事業会計利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、同会計決算について、議会の認定に付するものであります。

認定第 13 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

本件は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 27 年度阿蘇市病院事業会計決算について、議会の認定に付するものであります。

報告第 11 号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第 90 号「阿蘇市土地開発公社の解散について」

本件は、土地開発公社による公共用地等の先行取得の利点がなくなったこと及び阿蘇市財政の将来負担を軽減する観点から、阿蘇市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるとともに、

議案第 91 号「字の区域の変更について」

本件は、土地改良法による土地改良事業（県営八反田地区土地改良事業）の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるとともに、

議案第 92 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により議会の議決を求めるとともに、

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員、岩瀬國興の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるとともに、

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員、佐藤和夫の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、議案35件（報告3件、条例5件、予算9件、認定13件、諮問2件、その他3件）を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の「提案理由の説明」が終了しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後11時05分より全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

午前11時00分 散会